

大山町民生児童委員協議会名和支部第6回定例会

日 時 平成25年3月14日(木)

午後1時30分から

場 所 保健福祉センターなわ 会議室

1 開 会

2 支部長あいさつ

3 内 容

(1)「原子力防災に関する総合学習」

講師：鳥取県危機管理局 危機対策・情報課 原子力安全対策室 課長補佐 宮城啓彰 氏

講師：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 総務課 課長代理 白水久夫 氏

(2) 平成24年度事業報告及び決算報告

(3) 情報交換

(4) その他

4 そ の 他

5 閉 会

災害時における留意事項

**災害時要援護者に配慮した市町村
防災マニュアル策定指針〈抜粋〉**

平成25年3月現在

目 次

災害時における関係機関の役割と留意事項など

- 1 行政機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 障がい者施設・老人福祉施設・関係団体の役割・・・・P2
- 3 地域住民や住民自治組織の役割・・・・・・・・・・P3
- 4 災害時に援護が必要な方及びその家族等が留意する事項・P3

災害時要援護者の特性に応じた心構え・・・・・・・・・・	P5
肢体不自由（平衡機能障がい）のある方・・・・・・・・	P5
内部障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
目の不自由な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
耳の不自由な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
音声言語機能障がいのある方・・・・・・・・・・	P7
知的障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
精神障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
自閉症等発達障害のある方・・・・・・・・・・	P8
寝たきりや身体虚弱な高齢の方・・・・・・・・・・	P8
認知症の高齢の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8
乳幼児・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8

災害時要援護者別事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
肢体不自由（平衡機能障がい）のある方・・・・・・・・	P9
内部障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
目の不自由な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
耳の不自由な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
音声言語機能障がいのある方・・・・・・・・・・	P11
知的障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
精神障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
自閉症等発達障害のある方・・・・・・・・・・	P12
寝たきりや身体虚弱な高齢の方・・・・・・・・・・	P13
認知症の高齢の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
乳幼児・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13

～災害時における関係機関の役割と留意事項など～

1 行政機関の役割

(1) 災害時の連絡

〔共通事項〕

行政側からの連絡については、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等のインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

〔県に関する事項〕

県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び市町村と連携し、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

〔市町村に関する事項〕

- ・消防団や地域の自主防災組織が中心となって整備するミニ防災ネットワークや地域を所管する消防局・警察等と連携する。
- ・消防団や自主防災組織のリーダー、民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員を中心として安否確認（災害時の巡回）をする。
- ・一人暮らしの災害時要援護者については、市町村社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、「愛の輪協力員による見守り活動」等を活用して安否確認をする。
- ・防災無線では、災害の内容だけでなく安否情報、避難所情報、生活支援情報等住民が必要とする情報を流す。

(2) 情報提供時の視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方への配慮

〔共通事項〕

- ・聴覚障がいのある方に対しては、ファクシミリや携帯電話の電子メールを活用した連絡や、近隣に住むボランティア等の訪問を行うことにより、迅速で確実な情報伝達に努める。
- ・聴覚障がいのある方への情報伝達手段の確保のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
- ・視覚障がいのある方と聴覚障がいのある方に確実に情報を伝達するため、情報を提供する場合は、声かけ、放送、チラシ、掲示板等、音声と文字の両方で行う。

〔市町村に関する事項〕

- ・避難所での情報伝達の際には、視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方に配慮した方法で行う。また、知的障がいのある方、精神障がいのある方、自閉症者等発達障がいのある方等に対しては、具体的にわかりやすく、ゆっくり説明し、必要に応じて絵、図、文字等で伝えるとともに、情緒面で不安定にならないよう、情報伝達やその後の介護に係わる人の人選に配慮する。

（3）メンタルケア等（各種相談、施設への短期入所）

〔共通事項〕

- ・障がい関係団体、高齢者関係団体と連携して民生委員、児童委員、障害者相談員による災害時の相談を受け付ける。
- ・各保健所、各児童相談所において電話相談を受け付ける。
- ・ショートステイ実施施設に指定されていない施設であっても、可能と認められれば、非常時にショートステイ実施施設に指定する。（病院では、一時入院の障がいのある方・高齢の方の経済的不安があるため）
- ・地震後、どの時点で建物の中に復帰したらよいかといった相談に対応する。（耐震に関する建物の指導は県の住宅政策課が行っている。）
- ・被災地への悪徳商法対策のため、県、市町村、警察等が連携して広報啓発を行う。

〔県に関する事項〕

- ・専門の医師、精神科医等への相談が必要な場合は対応する。
- ・医療保護入院（病院管理者の権限による入院）等において緊急に転院が必要となる場合は対応する。
- ・保健所に常備していない薬で必要性の高いものがあれば、病院、薬剤師会と協議して供給する。

（4）必要な医療の確保

〔共通事項〕

- ・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など必要な医療の確保を図る。
- ・人工透析患者については、安定的な透析医療の確保を図る。（透析患者は週に2～3回、1回4～5時間程度の人工透析療法が必要。）

2 障がい福祉施設・老人福祉施設・関係団体の役割

（1）災害時の連絡

- ・行政機関や医療機関、障がい関係団体、高齢者関係団体、地域の自主防災組織や消防団、ボランティア団体、利用者の保護者等に連絡する。
- ・安否確認、緊急連絡等については、行政機関と連携して行う。

3 地域住民や住民自治組織の役割

(1) 民生委員、児童委員、障害者相談員、自治会等による支援

- ・災害時要援護者のために、自主防災組織や消防団、隣近所の人、民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員が連携協力する。
- ・各地域の消防団や自主防災組織が中心となった隣近所とのミニ防災ネットワークにより情報伝達する。
- ・視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方に対する必要な情報を伝達する。（音声と文字の両方による情報提供を心がける。）

4 災害時に援護が必要な方及びその家族等が留意する事項

(1) 隣近所や障がい者団体・高齢者団体等との連携

以下のような自己アピールを行うことが重要

- ・自主防災組織のリーダーや消防団、隣近所の人に避難する際に手助けを求める。
- ・各地域の様々な組織（ボランティアグループ等）・団体に連絡し、協力を求める。
- ・最寄りの民生委員、児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員に状況を連絡する。
- ・介護などのサービスを利用している方は、ケアマネージャーなどに状況を連絡する。

(2) 緊急連絡事項や援助が必要な事項の伝達

- ・笛やブザー、携帯電話等により助けを求める。
- ・緊急連絡先一覧表の連絡先に連絡する。
- ・緊急連絡カードにより「自分がどういう支援を必要としているか」ということを周囲の人に的確に伝え、理解してもらう。

(3) 避難

- ・自宅から避難施設や広域避難所まで経路に従い、非常用持出品を携行し避難する。

～ 災害発生時の対応 ～

《共通事項》

◆地震が起きた場合

□災害時に援護が必要な方の留意事項

- ・避難に備え、補装具など避難用品・非常用持出し袋を用意する。
- ・ひとり暮らしの人は、隣近所に声をかけ、避難の時の援助をお願いする。
- ・建物の倒壊により閉じこめられたりケガをして動くことができない場合は、外の人に聞こえるように大声を出す、笛を吹く、物をたたくなどして自分の居場所を知らせ、助けを求める。
- ・介護などのサービスを利用している方は、ケアマネージャーなどに協力要請などの連

絡をする。

- ・必要な時は、近くの人に医療機関などへの連絡を依頼する。
- ・沿岸部にいて、強い揺れを感じたとき、弱い揺れでも長時間続くときは、津波の恐れがあるので、直ちに避難するとともに、警報や注意報が解除されるまでは決して海岸には近づかない。

□援助する方の留意事項

- ・隣近所の人や自主防災組織の人は、必要な情報の伝達について配慮する。

◆火災が起きた場合

□災害時に援護が必要な方の留意事項

- ・音をたてたり、合図で知らせたりして火災の発生を知らせ、援助を求め、「119番通報」を依頼する。
- ・初期消火が困難なときは、煙に巻かれないよう低い姿勢で移動し、脱出したら周囲の人に火災を知らせる。
- ・ひとり暮らしの人は、隣近所に声をかけ、避難の時の援助をお願いする。

□援助する方の留意事項

- ・周りの人に大声で知らせ、「119番通報」をしてもらう。
- ・初期消火が困難な時は、ガラス類の破片や落下物に注意しながら誘導し、建物から脱出させる。
- ・脱出時には姿勢を低くし、煙に巻かれないように注意する。

◆避難勧告等が出た場合

□災害時に援護が必要な方の留意事項

- ・ひとり暮らしの人は、隣近所に声をかけ、避難時の援助をお願いする。
- ・テレビ、ラジオや防災無線等による情報の内容に注意する。
- ・室内の散乱物に備え、丈夫な履き物を用意する。
- ・できるだけ火を使わないようにし、電気のコンセントも抜いておくようにする。
- ・非常持出品を確認して緊急連絡カードを用意するとともに、障がいのある方は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯する。
- ・家にいる場合、近所の人には家にいることを伝えておき、情報や手助けを得られやすいようにしておく。
- ・土石流の場合は、流れ下るスピードが早いので、流れを背にして逃げたのでは危険なので、流れから直角に逃げる。

□援助する方の留意事項

- ・一人暮らしの人へは、近所の人や自主防災組織の人が警戒宣言が出たことや詳しい情

報を伝える。

- ・家族は、部屋の整理整頓をし、安全な空間を確保しておくようにして、転倒や落下しやすいものを部屋に置かないようにする。

～ 災害時要援護者の特性に応じた心構え ～

以下に該当するものがある場合は、携行して避難するように心がけましょう。

- 保険証
- 障がい者手帳
- 療育手帳
- 介護保険被保険者証
- 処方箋のコピー
- お薬手帳
- アレルギーがある方は、引き起こす食材の一覧
- 嚥下障がいがある方は、食の形態と「とろみ食」に使用する製品名など

※ 肢体不自由(平衡機能障がい)のある方

●用意しておく非常用持出品

紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート(おむつ交換時や着替えに必要)、おぶいひも(避難時の移動のため)

<(電動)車いす使用者>

- ・車いすが通れる幅を常に確保しておく。
- ・車いすのタイヤの空気圧は定期的に点検する。
- ・電動車いすのバッテリーは、使用后必ず充電し、室温で保管しておく。
- ・補液タイプのバッテリーを搭載する電動車いすは、定期的に液量をチェックする。

●用意しておく非常用持出品

杖・おぶいひも(車いすが使用不能になった時のため)、車いすで使用可能なカッパ等(雨天や寒冷時に備える)

※ 内部障がいのある方

- ・家族に、医療機関からの指示や緊急時の連絡先(医療機関)、対処方法を説明しておく。

●用意しておく非常用持出品

日頃から服用している薬(長期間、保存可能なもの)、処方箋のコピー、治療食の内容が分かる一覧

<心臓機能障がい(ペースメーカー装着者)>

- ・機器が故障した時の対応、緊急時の連絡方法等について、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておく。(機器保守担当者の携帯番号、緊急時の緊急対処方法)

<じん臓機能障がい>

- ・災害時の食事の取り方について、主治医等に相談しておく。
(治療食の内容が分かる一覧)

【人工透析通院者】

- ・通院による人工透析ができなくなった時に備え、日頃から関係団体や医療機関と災害時の対策について話し合っておく。(かかりつけ以外の医療機関で人工透析を受ける場合に備えて)
- ・自分の人工透析条件(ドライウェイトやダイアライザーのタイプなど)を緊急連絡カードに明記しておく。

【ネブライザーを使用する方】

- ・バッテリーの予備を常備しておく。

<ぼうこう又は直腸機能障がい>

- ・ストマ用装具の商品名、メーカー、販売店の連絡先及び処理方法が分かるようにしておく。

●用意しておく非常用持出品

ストマ用装具(最低10日分)、洗腸セット(水、ぬれ・アルコール消毒用ティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ、薬の一覧表、DC/AD変換器、電池、加湿器)

※目の不自由な方

- ・家の中において、物の配置を常に一定にし、整理整頓を心掛ける。
- ・眼鏡、白杖、点字器等は、いつも身近で安全な一定の場所に置く。
- ・スリッパ等履き物を各室に用意しておく。(ガラスなどが飛散して床が危険になるため)
- ・ラジオがすぐに利用できるようにしておき、予備の電池を備える。(※ラジオは、震度1以上であれば、放送を中断して情報を提供している。)

●用意しておく非常用持出品：眼鏡、白杖(折りたたみ式)、点字器、音声時計や触知式時計

<盲導犬使用者>

- ・ドッグフードは、必ず1袋(箱)3日分程度を目安に多めに買い置きをしておく。
- ・フィラリア症予防薬は、冷暗所などに保管しておく。
- ・かかりつけ以外の動物病院や各盲導犬協会の連絡先を把握しておく。

⌘ 耳の不自由な方

- ・補聴器は常に手元に置き、専用電池の予備も用意しておく。
- ・メールが利用できる人は、受信できるよう準備しておく。
- ・ファックスを設置することが望ましい。（設置していない人は、ファックスのある家、店などを予め確認しておく。）
- ・筆談用ホワイトボードとそれに使うペンを備えておく。（雨天時に使用可能で、何度も繰り返し使用できるものがよい。）
- ・文字放送設備を有する方は、災害時には放送内容を確認する。（大規模な地震発生時には、文字放送の内容を地震情報に変更している。）

- 用意しておく非常用持出品：補聴器及び専用電池、筆談に必要なメモ用紙・筆記用具等、災害時に必要な会話カード（依頼事項、連絡事項を記入したもの）、笛

※福祉電話及びファックスについては、無償で貸与される制度がありますので、詳しくは各市町村障がい福祉担当課へ相談してください。

⌘ 音声言語機能障がいのある方

- ・筆談用ホワイトボードとそれに使うペンを備えておく。（雨天時に使用可能で、何度も繰り返し使用できるものがよい。）

- 用意しておく非常用持出品：栄養チューブセットなどの食事のための器具、バッテリーの予備（携帯用会話補助装置を使用している方）、筆談に必要なメモ用紙・筆記用具等

⌘ 知的障がいのある方

- ・非常時に家族以外で相談できる人をあらかじめ決めておく。
- ・日頃、通っている学校・施設等に、災害時の避難先、連絡先等を伝えておく。
- ・身の回り品や食べ物に特別なこだわりがある方については、そのことを周囲の人たちに理解してもらっておく。
- ・手帳番号、保険証番号、身体状況（体質）等のほか、かかりつけの医療機関があれば、その名称と常時服用している薬の有無を緊急連絡カードに記載しておく。

- 用意しておく非常用持出品：日頃から服用している薬（保存可能な物）、お薬手帳

⌘ 精神障がいのある方

- ・非常時に家族以外で相談できる人をあらかじめ決めておく。
- ・日頃、通っている病院や施設等に、災害時の避難先、連絡先等を伝えておく。

- ・かかりつけの病院名、常時服用している薬の有無、手帳番号（患者票番号）、保険証番号、対人関係で配慮が必要なこと等を緊急連絡カードに記載しておく。
- ・身の回り品や食べ物に、特別なこだわりがある方については、そのことを周囲の人たちに理解してもらっておく

●用意しておく非常用持出品：日頃から服用している薬（保存可能な物）、処方箋

※自閉症等発達障がいのある方

- ・災害の状況を的確に判断することが困難な場合もあり、また、予定された以外の行動をとることが難しく、場合によってはパニックを起こすことがあるため、できるだけ慣れ親しんだ者が対応できるようにしておく。

※寝たきりや身体虚弱な高齢の方

- ・居住スペースはできるだけ避難しやすい1階を選び、寝るときは家具やガラス窓から離れるなど、安全な居住空間を確保する。
- ・入れ歯、老眼鏡、杖などは、就寝時など使用しない場合も常に手元に置いておく。
- ・避難に備えて、車いす、担架、毛布などを用意する。

●用意しておく非常用持出品：紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）、おぶいひも

※認知症の高齢の方

- ・連絡先などが確認できる名札等を常に携帯するか、衣類などに縫いつけておく。
- ・災害時に支援が必要なことを書いた緊急連絡カードを携帯するようにする。

●用意しておく非常用持出品：日頃から服用している薬（保存可能な物）、処方箋

※乳幼児

- ・監督（補助）責任者を決めておく。監督（補助）責任者として1人だけを選定するのではなく、優先順位方式で、誰かが欠けても次の順位の者が繰り上がるようにする。

●用意しておく非常用持出品：紙おむつ、粉ミルク、ほ乳びん、ミルク用水

《災害時要援護者別事項》

※ 肢体不自由(平衡機能障がい)のある方

※地震が起きた場合

□障がいのある方の留意事項

- ・家具類が転倒、落下する恐れのあるところから離れ、安全な場所で車いすのブレーキをかける。
- ・ブロック塀や門など倒壊する恐れのあるものから早く離れ、近くに人がいる時は、安全な場所へ誘導をお願いします。
- ・街が混乱して移動が危険な状況のときは、最寄りの防災機関などに保護を申し出る。

□援助する方の留意事項

- ・肢体不自由のある方を見かけたら声をかけ、周りの状況を伝え、必要な場合は安全な場所へ誘導する。

※避難勧告等が出た場合

□援助する方の留意事項

- ・肢体不自由のある方を見かけたら声をかけ、周りの状況や交通情報などを伝え、必要な場合は安全な場所へ誘導する。

【車いすの介助方法】

- ・急発進・急停止、急な方向転換等を避け、乗っている人の気持ちを考え、車いすを押す。
- ・段差を越える時は、ステッピングバーを踏みながらハンドグリップを押し下げてキャスターを上げ、後輪が段差に来たらハンドグリップを押し上げて静かに段上に乗せておし進める。
- ・キャスターを上げるときは声をかけ、上げすぎないように注意する。
- ・段差では、3～4人で運ぶのが安全である。車いすは、ブレーキをかけ、上がる時は前向きに、降りる時は後ろ向きにするのがよい。
- ・穏やかな坂は車いすを前向きにして下り、急な坂は後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下りる。

【車いすが使用できない場合における移動方法】

〈1人のとき〉

- ・両手が使えるように、おぶいひも、帯などを使い、背負って移動する。
- ・シーツ・毛布などの端を結び、結んだ方を足側とし、頭側を引っ張って移動する。
- ・段差のあるところでは、ゆっくりと移動する。

〈2人以上のとき〉

- ・シーツや毛布、布団の端を持ち、持ち上げて移動する。
- ・近くにある物干し竿や毛布などで応急担架を作り、頭を後ろにして移動する。
- ・いすに腰掛けさせ、持ち上げて移動する。(いすから落ちてケガをすることのないように注意する。)

※ 内部障がいのある方

◆地震が起きた場合

□援助する方の留意事項

- ・本人の依頼があったら、緊急連絡先を聞いて、医療機関や家族への、緊急連絡の協力をする。
- ・家族は、かかりつけの医療機関の指示に基づいた災害後の対処ができるよう支援する。

◆避難勧告等が出た場合

□障がいのある方の留意事項

- ・できるだけ、早く医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けるようにする。

※ 目の不自由な方

◆地震が起きた場合

□障がいのある方の留意事項

- ・地震がおさまったら、ストーブなどの火の元を、家族や近所の人に確認してもらう。
- ・地震後の部屋は落下物やガラスの破片などが飛び散っていることがあるので、慌てず、動く場合は注意し、軍手や厚手の靴下・靴を身につけ手足を守る。家の中でも白杖などを使用し、安全を確認する。
- ・建物の倒壊や落下物により道路の歩行が困難な場合、盲導犬は、給付先の団体などに、一時預ける（盲導犬使用者）
- ・周りの人に声をかけて周りの状況を教えてもらい、安全な場所を教えてもらい、誘導をお願いする。

□援助する方の留意事項

- ・目の不自由な人を見かけたら声をかけ、周囲の状況を伝え、必要な場合は安全な場所へ誘導する。

【目の不自由な方の誘導の仕方】

- ・白杖を持たない方の手で肩に手を置いてもらいながら、足元に注意しつつゆっくり歩くようにする。この時、白杖や腕をひっぱったり、後ろから押したりしないようにする。
- ・路上に障害物がある場合は、どうよけたらよいかを具体的に伝える。
- ・別れる際には、その場から先の状況についても説明しておく。
- ・段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。
- ・段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。（肩に置いた手が上下することでも段差が確認できる。）
- ・位置や方向を説明する時はその方向を向かせて、前後左右、この先何歩、何メートルなど具体的に伝える。
- ・盲導犬を連れてきている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにする。

❖避難勧告等が出た場合

□援助する方の留意事項

- ・目の不自由な人を見かけたら声をかけ、周りの状況や交通情報などを伝え、必要な場合、安全な場所へ誘導する。

⌘耳の不自由な方

❖地震が起きた場合

□障がいのある方の留意事項

- ・周りの人に声、筆談等で自分のことを伝え、正しい情報を教えてもらう。

□援助する方の留意事項

- ・電話の代理を依頼されたら進んで協力し、電話の相手の返事などは筆記して渡すようにする。

【注意事項】

- ・聴覚障がいのある方は、背後の様子をとらえにくい、あるいはとらえることができないので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図する。
- ・聴覚障がいのある方への情報伝達方法：手話、筆記による筆談、手のひらに指先で字を書く、口の動き（顔をまっすぐに向け、口をなるべく大きく動かす。）

⌘音声言語機能障がいのある方

❖地震が起きた場合

□障がいのある方の留意事項

- ・まわりの人に援助を依頼するときは、メモ書き（筆談）で依頼したり、ゆっくり伝えるようにする。

□援助する方の留意事項

- ・援助を求められたら、相手の言葉を丁寧に聞き取り、必要な情報の提供や援助をする。
- ・聞き取りが困難なときは、相手に断ってから筆談したりメモをとるようにし、必要な情報の提供や援助をする。

⌘知的障がいのある方

❖地震が起きた場合

□援助する方の留意事項

- ・努めて冷静な態度で行動すること。
- ・大きな声で机の下などに入ることや、家具などから離れることを指示し、理解できないようであれば手を引いて誘導する。
- ・状況を簡潔に説明し、本人を安心させる。

- ・必ず誰かが付き添い、ひとりにさせないようにする。（できるだけ特定の人が付き添うことが望ましい。）
- ・災害時の不安から大声などが出ても大騒ぎしたり、本人を叱ったりしないようにする。

❖避難勧告等が出た場合

□援助する方の留意事項

- ・強い不安、激しい興奮状態などがみられる場合は、家族などが付き添って様子を見るとともに、医療機関等と連絡をとり指示を受ける。
- ・突然の避難場所での生活そのものが本人にはストレスとなっていることを、周囲の者が理解するようにする。保護的、受容的な態度を忘れないようにする。
- ・常時服用している薬がある場合は飲み忘れのないように配慮する。

※精神障がいのある方

❖地震が起きた場合

□援助する方の留意事項

- ・努めて冷静な態度で行動すること。
- ・大きな声で机の下などに入ることや、家具などから離れることを指示し、理解できないようであれば手を引いて誘導する。
- ・状況を簡潔に説明し、本人を安心させる。
- ・必ず家族の方など本人に身近な人が付き添い、ひとりにさせないようにする。
- ・妄想や幻覚の訴えがある場合でも強く否定したりせず、相槌をうつ程度にとどめる。
- ・災害時の不安からパニック状態が生じた場合は、速やかにかかりつけの医療機関又は保健所と相談する。

❖避難勧告等が出た場合

□援助する方の留意事項

- ・強い不安、激しい興奮状態などがみられる場合は、家族などが付き添って様子を見るとともに、医療機関等と連絡をとり指示を受ける。
- ・突然の避難場所での生活そのものが本人にはストレスとなっていることを、周囲の者が理解するようにする。保護的、受容的な態度を忘れないようにする。
- ・常時服用している薬がある場合は、飲み忘れのないように配慮する。

※自閉症等発達障がいのある方

❖地震が起きた場合・避難勧告等が出た場合

援助する方の留意事項

- ・努めて冷静な態度で行動すること。
- ・できるだけ慣れ親しんだ者が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導する。

※寝たきりや身体虚弱な高齢の方

※地震が起きた場合・避難勧告等が出た場合

援助する方の留意事項

- ・毛布でくるんだり、防災ずきんで頭を覆う等安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数で抱えたり、車いすや担架を使うなど、状態に応じた適切な方法で安全な場所へ避難させる。
- ・日ごろから服用している薬があれば携帯する。

※認知症の高齢の方

※地震が起きた場合

援助する方の留意事項

- ・転倒しやすい家具などから離れたり、頭を守るよう支援する。
- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。
- ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。
- ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎをしたり叱ったりしない。

※避難勧告等が出た場合

援助する方の留意事項

- ・激しい興奮状態が続くときは家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。

※乳幼児

※地震が起きた場合・避難勧告等が出た場合

- ・保護者とともに避難する。

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)(案)の修正概要について

地域防災計画の位置づけ

災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成

一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携が必要

地域防災計画(原子力災害対策編)
修正の経緯

<平成13年>

県地域防災計画(原子力災害対策編)を策定
平成12年の東海村JCO臨海事故を受け、EPZ外であるが、計画を策定

<平成24年>

- ① 原子力防災に関する抜本的な見直し
平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正
→ 関係周辺都道府県としての要件が示された。
原子力発電所の周囲30kmの区域内にある都道府県で、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されていること
→ 立地県並みの権限ができた。(立入検査等)

- ② 原子力災害対策指針の改定(法定化)
緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)が示された。

地域防災計画の全面修正を実施

原災法改正の基本的な考え方

- ① 福島原子力発電所の事故を踏まえた見直し
 - ・ 過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処
 - ・ 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
 - ・ 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
 - ・ 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
 - ・ 災害時要援護者への十分な配慮 等
- ② 国の防災体制や災害対応の流れ等を踏まえた見直し
 - ・ 原子力規制委員会が原子力災害対策本部事務局(事務局長:規制庁長官)を担当
 - ・ 現地組織として、オフサイトセンター(OFC)に国の現地対策本部を設置し、周辺地域の住民防護措置を実施

島根原子力発電所に係る
安全協定

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し
・ 現地確認、各種の連絡等

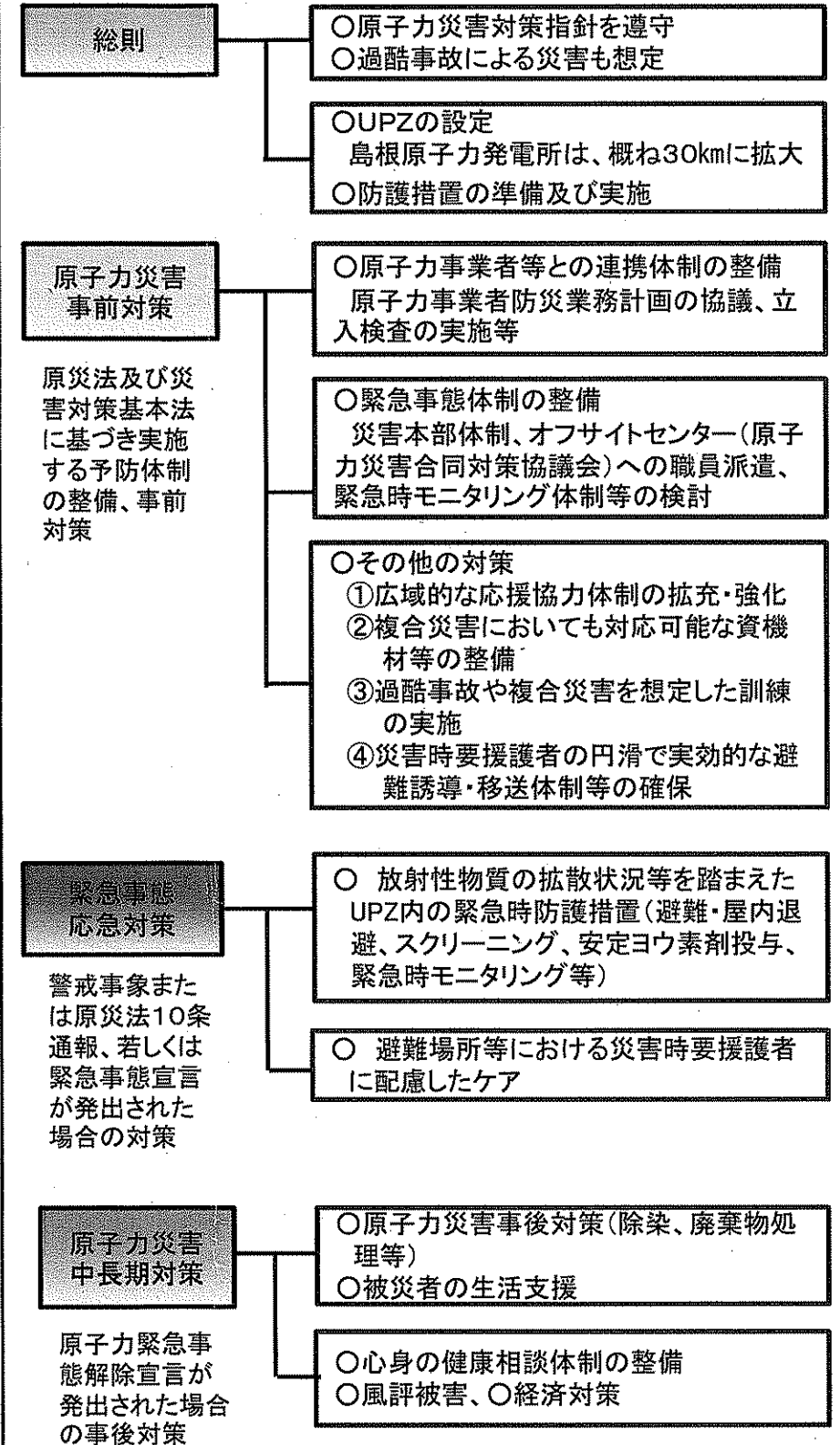
反映

反映

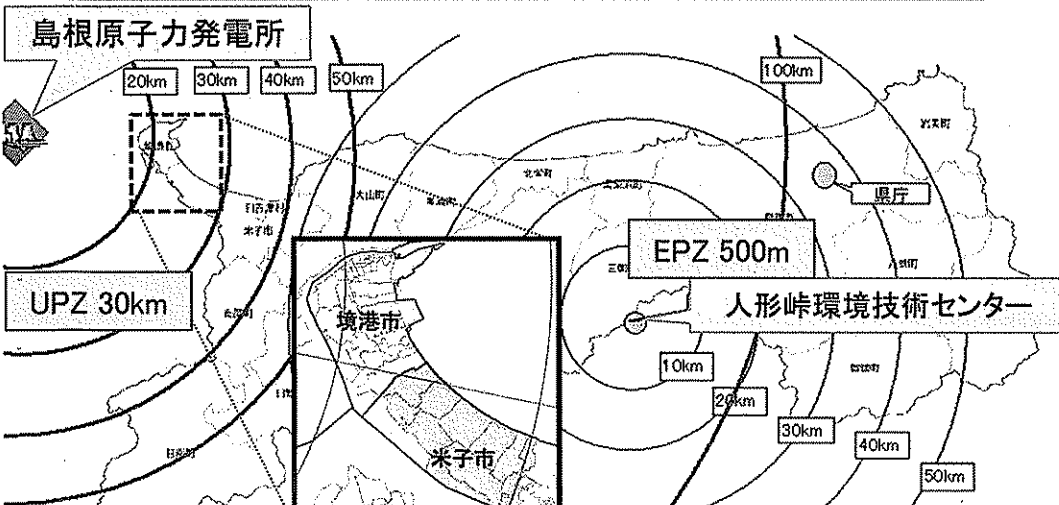
鳥取県地域防災計画
(原子力災害対策編)の修正ポイント

- ① 島根原子力発電所(原子炉施設)のUPZの範囲
原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に、境港市の全域、米子市が地域防災計画に定めた区域
- ② 避難等の防護活動の実施
安定ヨウ素剤の配付、スクリーニングの実施、広域避難、災害時要援護者等への配慮等
- ③ 法令による新たな権限
立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等
- ④ 安全協定による新たな権限等
現地確認、輸送計画等の事前連絡があった場合の対応
- ⑤ 島根県との連携
情報連絡、UPZの線引き、モニタリング、OFCへの参加等
- ⑥ 人形峠環境技術センター(原子炉以外の原子力施設)
指針において、今後、検討すべき課題とされたことから、EPZの見直し等の国の検討結果を受けて、別途、修正

計画の体系



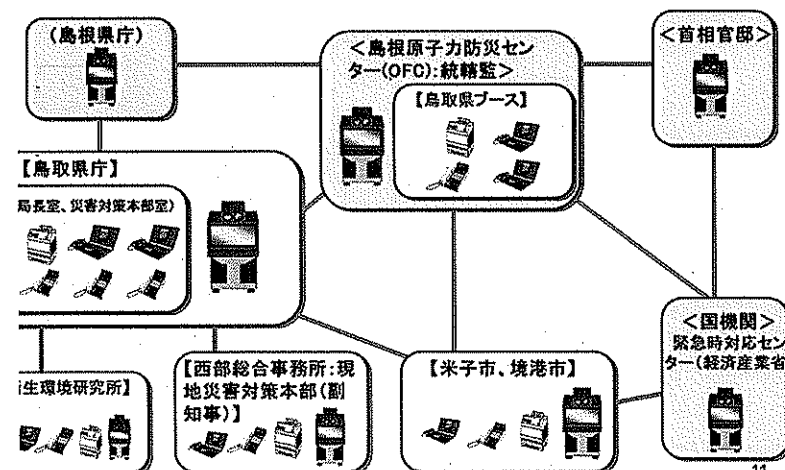
島根原子力発電所、人形峠環境技術センター



1. 総則

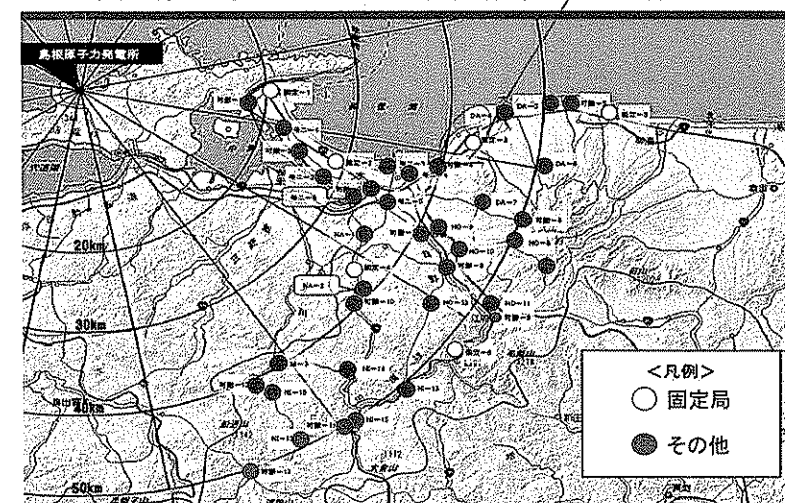
- ① 計画の作成等に当たっての指針
原災法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」による
- ② 災害の想定
福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定
- ③ UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)の設定
島根原子力発電所は施設から概ね30km
→ 境港市の全域
米子市の一部(米子市地域防災計画に定める区域)
- ④ 防護措置
・UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には屋内退避を原則実施。
・放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施。

鳥取県原子力防災ネットワークイメージ図



緊急時モニタリング計画(案)

県西部で測定予定としている箇所
※国の緊急時モニタリングの検討結果により具体化



2. 原子力災害事前対策

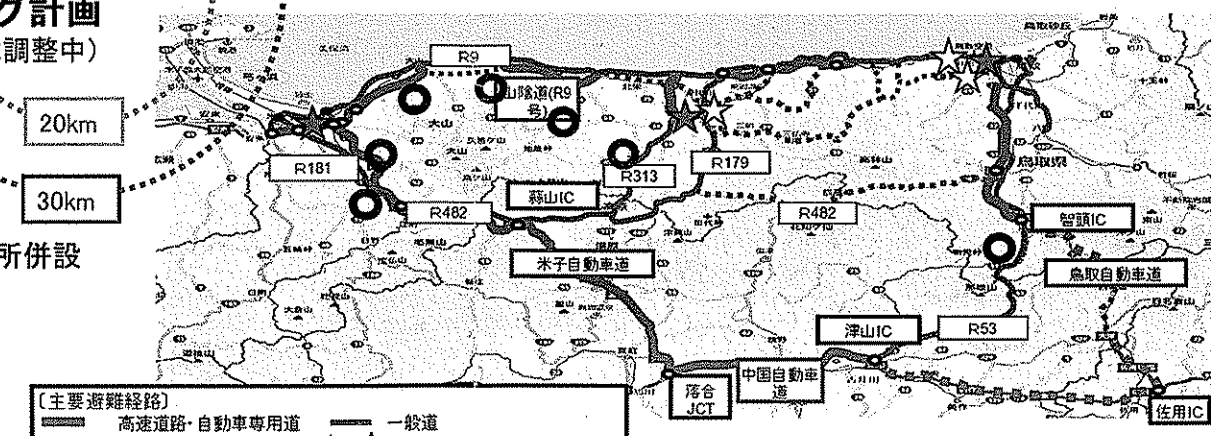
- ① 立入検査、現地確認等の実施
必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、発電所周辺の安全確保のため必要と判断される場合、安全協定に基づく現地確認を実施
- ② 関係機関との連携
関係機関等との間で協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう準備 → 有料道路の通行料金の取り扱いなど
- ③ 通信手段の整備等
オフサイトセンター、国、立地県、周辺市町、原子力事業者等との情報連絡体制等を確保
→ 原子力防災ネットワークシステム、モニタリング情報の共有システムの整備など
- ④ 必要な体制の整備
災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制、広域的な応援協力体制の拡充・強化、複合災害に備えた資機材等の整備など
- ⑤ 避難収容活動体制の整備
・関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制を整備
・広域住民避難計画の作成
- ⑥ 飲食物の出荷制限・摂取制限
国及び関係機関と協議し、体制をあらかじめ整備
- ⑦ 緊急輸送体制
緊急輸送路の確保のほか、専門家の移送体制等を整備 → 緊急輸送のための交通確保に万全を期す
- ⑧ 緊急被ばく医療活動体制等の整備
救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材等の整備など
- ⑨ 情報伝達体制の整備
国や周辺市町と連携し、事象発生後の経過に応じて住民等に提供する情報について、災害対応のフェーズ等に応じ、あらかじめ整理
- ⑩ 防災訓練の実施
国、原子力事業者等の関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携した訓練計画を策定し、訓練を定期的実施
- ⑪ 核燃料物質等運搬中の事故への対応
防災関係機関は、輸送の特殊性等を踏まえた対応に備える
→ 輸送計画等の連絡があった場合は、輸送の経路となる市町村と連絡体制を確認

3. 緊急事態応急対策

- ① 特定事象等発生時の対応
原子力事業者から警戒事象や特定事象発生の通報等を受けた場合は、市町村ほか関係機関に連絡を行うとともに、緊急時モニタリング活動を実施
- ② 現地確認等の実施
特定事象等が発生した場合は、立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、必要に応じ、米子市、境港市と合同で、安全協定に基づく現地確認等を実施
- ③ 県の危機管理体制
緊急事態の区分に発展した場合は、あらかじめ定めた警戒態勢又は災害対策本部体制に早期に移行
- ④ 原子力災害合同対策協議会
オフサイトセンターに要員を派遣し、関係機関等と必要な調整を実施
- ⑤ 原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応
・国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZ内の屋内退避又は避難勧告、指示の連絡等、必要な緊急事態応急対策を実施
・必要に応じて、周辺市町の避難場所及びスクリーニング等の場所の開設を支援
・安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を実施
・避難誘導、避難場所での生活に関し、災害時要援護者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮
- ⑥ 緊急輸送活動
県警察とともに、関係機関との連携により、緊急輸送体制を確立するほか、緊急輸送のための交通を確保
- ⑦ 緊急時医療活動
救助・救急活動が円滑に行われるための資機材を確保するとともに、緊急時医療本部を設置の上、実施
- ⑧ 情報伝達活動
住民等に対し情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応

スクリーニング計画 (場所については調整中)

- 総合避難支援所併設
- ☆ 避難所併設
- ★ 保健所併設



4. 原子力災害中長期対策

- ① 放射性物質による環境汚染への対処等
国、周辺市町、原子力事業者その他の関係機関とともに、環境の除染等の必要な措置を実施するとともに、継続的に環境放射線モニタリングを実施し、速やかに結果を公表
- ② 被災者への支援等
国や市町村と連携し、被災者の生活再建等の支援、健康調査を行うための体制を整備
- ③ 風評被害による影響の軽減
国や市町村と連携し、農林漁業、地場産品等の風評被害が軽減されるよう、広報活動を実施
- ④ 被災中小企業等に対する支援
国や市町村と連携し、きめ細かな支援を実施

課題

—PDCAによる計画の実効性の確保—

次の事項については、指針において検討課題とされていることから、現在、修正案には記載していないが、国の検討結果が示され次第、記載を行う。

- ① 実用炉以外(人形峠環境技術センター)のEPZ等の見直し
- ② PPA(50km圏)の導入
- ③ 緊急時のモニタリング等の在り方
- ④ UPZ以遠における安定ヨウ素剤の投与方法
- ⑤ 住民が必要とする情報について定期的な共有の場の設定ほか

鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)(案)の概要について(1)

広域避難計画の作成意義

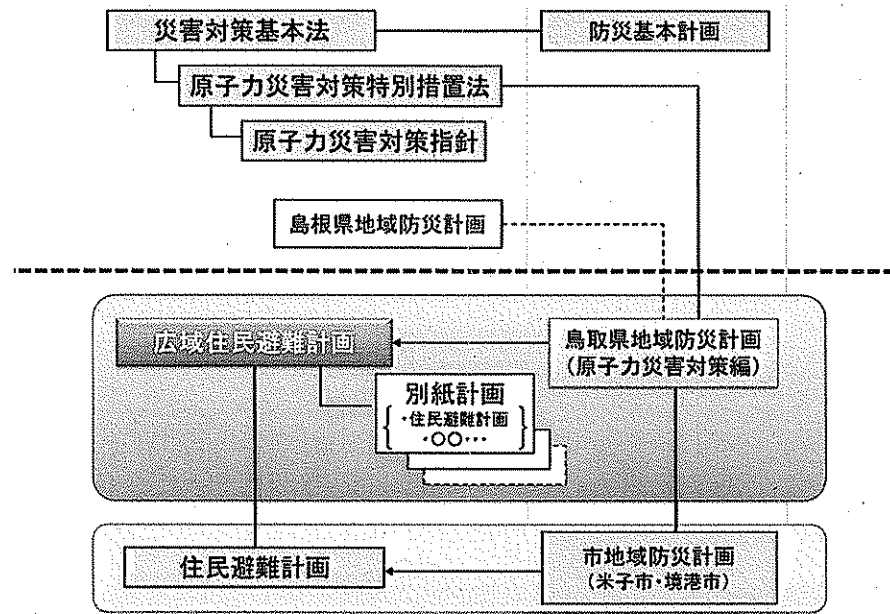
- ① 計画をあらかじめ作成しておくことにより、迅速な対応が可能となる。
※ 仮定条件を設定し、その条件に基づき計画を作成
- ② 万が一、事故が発生した際は、その時の状況に応じて計画を変更し必要な対応を行う。
・ 平時に事前準備が出来る …… ゼロから対応しなくてすむ
・ 事故発生時に、ゼロから計画を作成する必要がない。
・ 必要な資機材等をあらかじめ準備することができる。
・ 関係機関がどう対応すべきか(役割分担)等の情報が共有されていることによりスムーズな対応・実施。
→ 迅速な対応が可能となる。

原子力災害の特徴

- ① 原子力災害が発生した場合には、被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないため、被害の程度を自分で判断できない。
- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解が必要
・ 放射能の強さは、時間とともに自然に弱くなる。
・ 一度にたくさんの放射線を受けると、身体に影響があらわれる。身体の中には、影響を受けやすい部分と受けにくい部分がある。
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要
・ 原子力合同対策協議会(オフサイトセンターに設置)で情報共有や相互協力を行う。
・ 必要に応じて専門家の派遣を要請。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要
- ⑥ 被ばくによるリスクを低減するため、一貫して避難等の防護措置を実施することが重要

鳥取県広域住民避難計画の位置づけ

- ・ 地域防災計画に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたもの
- ・ どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画



避難計画作成にあたっての想定条件等

- ① 特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、UPZ(30km圏内)内の住民避難が必要となったことを想定
- ② 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする。→ 使用が確認できれば、使用を行う。

(注) 上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、事故が起きた場合は、実際に避難等が必要である全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施します。

<計画にあたり特に重視した点>

- ・ 住民への情報伝達
- ・ 迅速な防護措置(避難、屋内退避等)の実施
- ・ 段階的避難の実施
- ・ 災害時要援護者の避難

<想定避難者数> 約7.3万人(境港市、米子市)

(上記に観光客や通勤、通学者は含んでいませんが、これらの方についても避難等の防護措置を行います。)

避難元	避難者数	鳥取県内避難先
境港市	約3.6万人	鳥取市、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市、倉吉市、東伯郡

※ 不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の避難予備を確保

防災対策を重点的に充実すべき地域

○ 予防的防護措置を準備する区域

(PAZ: Precautionary Action Zone): 概ね5 km

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域

○ 緊急防護措置を準備する区域

(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone): 概ね30 km

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

○ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA: Plume Protection Planning Area): 概ね50 km(参考値)

放射性物質を含んだプルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)による被ばくの影響を避けるため、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など状況に応じて追加の防護措置を実施する地域。

※ 具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方は、国で検討される予定

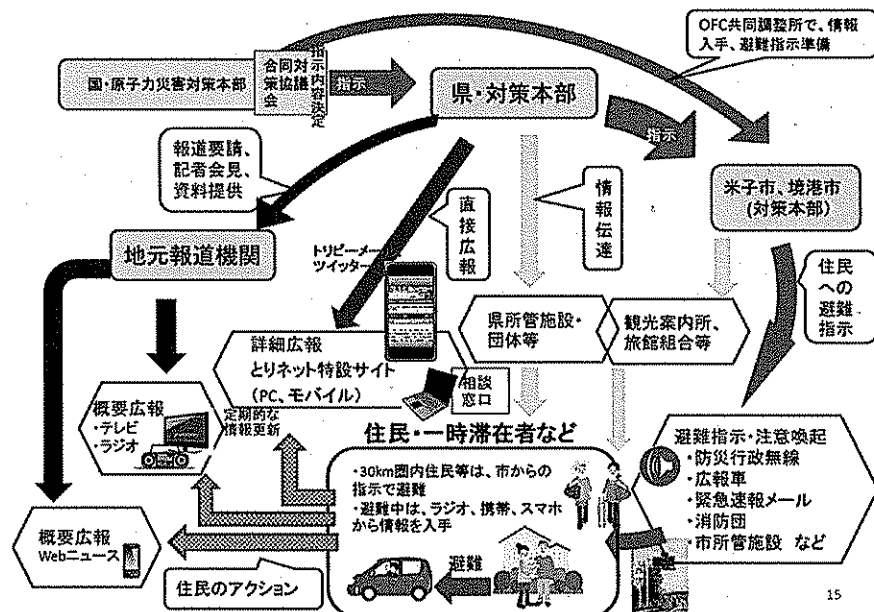


鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)(案)の概要について(2)

避難指示から避難までの主な取組

住民への情報伝達

- 多様な手段による情報の伝達
- 県と市の役割分担による効果的な実施
- ※災害時要援護者についても配慮

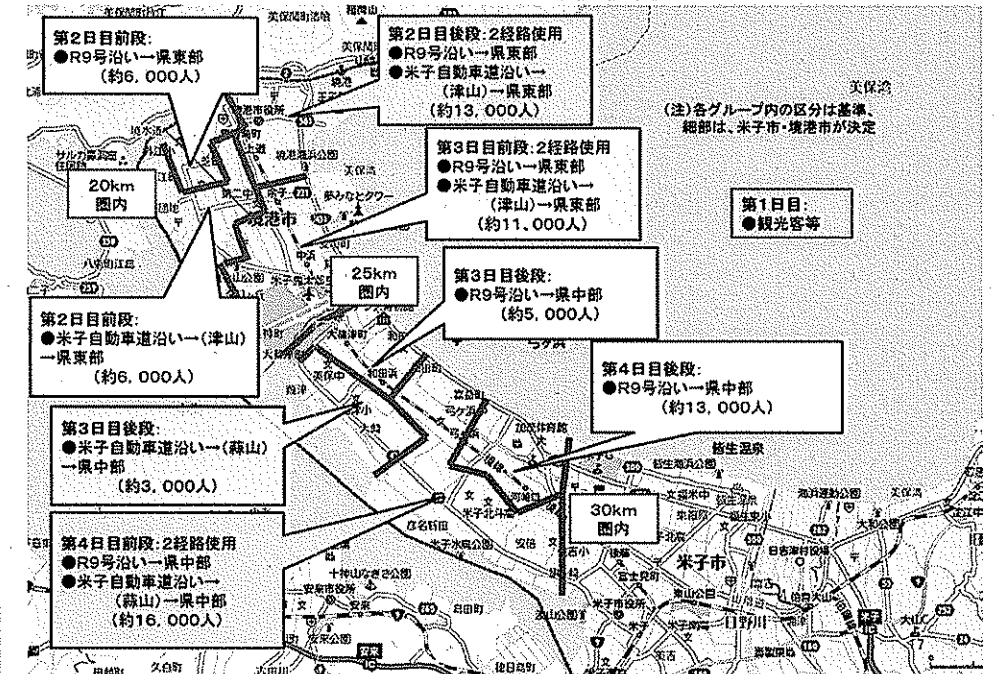


避難経路の確保



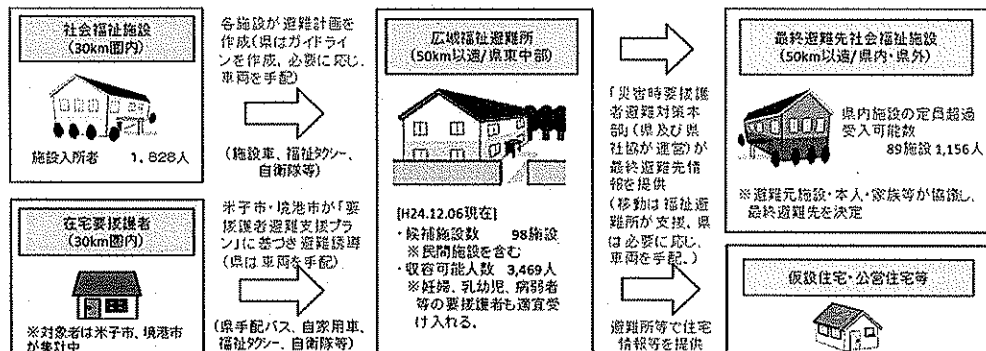
段階的避難の実施

発電所に近い地域から段階的に順次避難
※ さらに今後検討



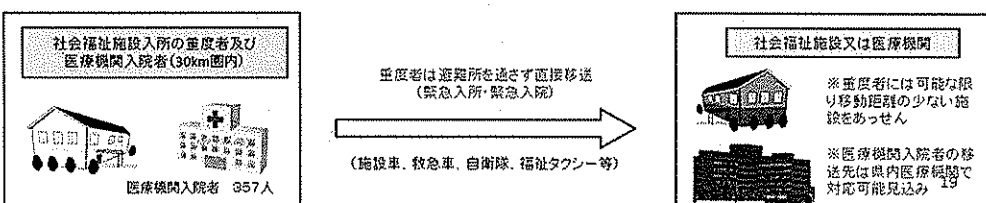
災害時要援護者の避難

- 優先避難の実施に向け、早期に避難準備を行う。
- 避難より屋内退避を優先することが必要な場合は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋に屋内退避を行う。



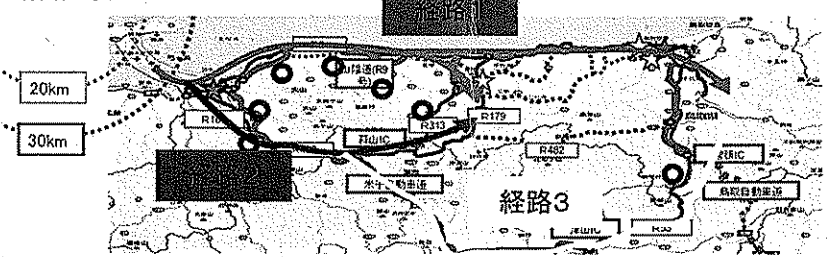
引き続き市町村及び社会福祉施設等との調整が必要

〈調整事項〉避難施設と広域福祉避難所のマッチング、入所施設等での避難計画策定促進、要援護者の特性に応じた避難先の確保、移送車両の確保、医療・介護スタッフ等の確保等



スクリーニングの実施

- 避難者全員を対象とし、避難経路上でスクリーニングを実施
- スクリーニング会場では、避難者を総合的に支援(食糧、水、トイレ、情報等)



児童生徒等の避難

- 児童、生徒については、健康影響を考慮し、優先避難を実施
- 学校等による避難
避難指示が出された場合、その指示に従い、保育所や学校等の園児、児童、生徒及び学生等は、全員をUPZ外に避難を行う。
- 児童生徒の学力に影響がでないよう、応急教育を行う。

課題

- 今後、改定される原子力災害対策指針等に基づく計画の見直し
- PDCAサイクルによる計画の実行性の確保

- 最適な避難方法
被ばくリスク予測と避難時間推計シミュレーションによる避難方法のベストミックス
避難手段の最適化(自家用車、公共交通機関等)
※船、飛行機について今後検討
- 避難の基準
避難が必要とすべき線量基準
避難を行うための緊急事態の区分(EAL・OILによる避難)
- 緊急時モニタリング
モニタリング結果に基づく避難(計測可能な指標に基づく避難)
- 緊急被ばく医療
スクリーニングの方法
安定ヨウ素剤の投与
- PPA(概ね50km圏)における防護措置

平成24年度大山町民生児童委員協議会名和支部事業報告

年 月 日	場 所	事 業 名	事 業 内 容	出席者数
H24.4.13	保健福祉 センターなわ	役員会	(1)総会について (2)視察研修について (3)敬老会への参加について	7人
H24.5.10	保健福祉 センターなわ	第1回定例会	(1)平成23年度事業報告・決算、24年度事業計画・予算 (2)学校訪問について (3)視察研修について (4)敬老会への参加について (5)情報交換	17人
H24.5.30	各小中学校、光徳子 供学園	学校訪問	(1)児童生徒の現状、教育、生活指導、方針、課題等について 校長、教頭等と話し合う	18人
H24.7.12 ～7.13	鳴門市方面	第2回定例会 (県外視察研修)	(1)視察研修 鳴門市大麻地区民協の活動について 緊急医療情報キット、民協運営方法等	19人
H24.9.13	保健福祉 センターなわ	第3回定例会	(1)救急車利用&救急救命講習 (2)敬老会演目打合せ	15人
H24.9.18 ～10.3	保健福祉 センターなわ	敬老会練習	(1)よさこい鳴子踊りの練習 8回 9/18、19、20、24、26、28、10/1、3	21人
H24.10.4 ～10.5	保健福祉 センターなわ	敬老会	(1)よさこい鳴子踊り	21人
H24.10.14	光徳子供学 園	学園こども祭り	(1)祭りへの協力	10人
H24.11.13	保健福祉 センターなわ	第4回定例会	(1)障害者自立支援法から障害者総合支援法へ 社会福祉法人 祥和会 秋本理事長	20人
H24.12.22	光徳子供学 園	学園もちつき 歳末物資支援	(1)もちつきへの協力 (2)歳末物資の提供	6人 多数
H25.1.10	保健福祉 センターなわ	第5回定例会	(1)県民参画条例について(県未来づくり推進局) (2)感染症の発生予防(県西部福祉・米子保健所) (3)高齢者・障害者の虐待防止(町包括支援センター)	23人
H25.3.14	保健福祉 センターなわ	第6回定例会	(1)原子力防災に関する総合学習(県危機管理局) (2)平成24年度事業報告・決算	人

平成24年度大山町児童委員協議会名和支部決算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	説 明
1 補 助 金	788,000	788,000	0	町民協補助金
2 繰 越 金	58,060	58,060	0	前年度繰越金
3 雑 収 入	940	27,324	26,384	預金利息(上期)23 (下期)11 視察研修随行旅費25,870 敬老会残金1420
4 参加負担金	0	123,000	123,000	視察研修100,000 新年会23,000
合 計	847,000	996,384	149,384	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	説 明
1 会 議 費	15,000	10,665	△ 4,335	定例会、役員会
2 消 耗 品 費	5,000	0	△ 5,000	
3 通 信 費	3,000	420	△ 2,580	振込手数料
4 研 修 費	750,000	909,065	159,065	視察研修794,065 新年会115,000
5 支部活動費	50,000	32,655	△ 17,345	学校訪問21,630 敬老会11,025
6 雑 費	2,000	0	△ 2,000	
7 予 備 費	22,000	0	△ 22,000	
合 計	847,000	952,805	105,805	

収 入 合 計 996,384 円

支 出 合 計 952,805 円

差 引 残 金 43,579 円 これは、平成25年度大山町民生児童委員協議会会計に繰入れます

平成24年度大山町民生児童委員協議会名和支部収入支出決算について、3月14日に会計諸帳簿並びに証憑書類を監査したところ、収入支出とも違算のないことを確認したのでここに報告します。

平成 年 月 日

監 事 林原 莊 祥

監 事 大原 毅

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

24年度		摘 要	収 入 金 額	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日				
		当初予算 847,000円			
4	1	繰越金	58,060		58,060
5	10	定例会(5/10)お茶代		2,415	55,645
5	28	町民協補助金	788,000		843,645
5	30	学校訪問(5/30)昼食代		21,630	822,015
7	10	視察研修 旅行代金(前払金)		200,000	622,015
7	17	視察研修 参加者負担金	100,000		722,015
7	11	視察研修 研修先土産代		3,740	718,275
7	11	視察研修 お茶代		3,000	715,275
7	13	視察研修 不参加者への土産代		5,250	710,025
7	13	視察研修 車中飲料代		3,906	706,119
7	20	視察研修 旅行代金(残金)		568,169	137,950
7	20	視察代金振込手数料		420	137,530
8	19	預金利息(上期)	23		137,553
9	6	敬老会演芸小道具		5,250	132,303
10	5	視察研修 随員職員旅費	25,870		158,173
10	19	敬老会演芸衣装クリーニング代		5,775	152,398
11	13	定例会(11/13)講師謝礼		10,000	142,398
11	13	定例会(11/13)お茶代		3,750	138,648
1	11	敬老会演芸会有志集金分の残金	1,420		140,068
1	11	新年会(1/10)参加者負担金	23,000		163,068
1	17	新年会(1/10)食事代		115,000	48,068
2	14	預金利息(下期)	11		48,079
3	11	定例会(3/14)お茶代		4,500	43,579
		合 計	996,384	952,805	43,579

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

(1. 会議費)

24年度		摘 要	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日			
		当初予算		15,000
5	10	定例会(5/10)お茶代	2,415	12,585
11	13	定例会(11/13)お茶代	3,750	8,835
3	11	定例会(3/14)お茶代	4,500	4,335
		小 計	10,665	4,335

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

(2. 消耗品費)

24年度		摘 要	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日			
		当初予算		5,000
		小 計	0	5,000

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

(3. 通信費)

24年度		摘 要	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日			
		当初予算		3,000
7	20	視察代金振込手数料	420	2,580
		小 計	420	2,580

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

(4. 研修費)

24年度		摘 要	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日			
		当初予算		750,000
7	10	視察研修 旅行代金(前払金)	200,000	550,000
7	11	視察研修 研修先土産代	3,740	546,260
7	11	視察研修 お茶代	3,000	543,260
7	13	視察研修 不参加者への土産代	5,250	538,010
7	13	視察研修 車中飲料代	3,906	534,104
7	20	視察研修 旅行代金(残金)	568,169	-34,065
11	13	定例会(11/13)講師謝礼	10,000	-44,065
1	11	新年会(1/10)食事代	115,000	-159,065
		小 計	909,065	-159,065

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

(5. 支部活動費)

24年度		摘 要	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日			
		当初予算		50,000
5	30	学校訪問(5/30)昼食代	21,630	28,370
9	6	敬老会演芸小道具	5,250	23,120
10	19	敬老会演芸衣装クリーニング代	5,775	17,345
		小 計	32,655	17,345

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

(6. 雑 費)

24年度		摘 要	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日			
		当初予算		2,000
		小 計	0	2,000

大山町民生児童委員協議会名和支部 現金出納簿

(7. 予備費)

24年度		摘 要	支 払 金 額	差 引 残 額
月	日			
		当初予算		22,000
		小 計	0	22,000

